

福島県令和3年度予算編成に対する 政策・制度の提言への県回答について

2020年10月27日に提出した標記「政策・制度の提言」について、福島県より2021年2月19日付けで以下のとおり回答がありましたので報告いたします。

各項目に対して、四角囲みが県の回答となります。

要請内容及び回答

I 新型コロナ感染症対策

1. 県民の生活と安全・安心の環境整備

(1) 新型コロナ感染症防止対策について、エッセンシャルワーカーを最優先に希望する県民にワクチンの無料接種やPCR検査などの態勢整備を早急に確立すること。

(回答) コロナ対策本部医療対策班医療機関機能確保・検査体制強化チーム、ワクチンチーム
行政検査によるPCR検査を県衛生研究所、中核保健所、民間検査機関等において実施しており、2月3日から検査可能検体数を2,842まで拡充させたところです。今後とも、民間検査機関等との連携により、PCR検査の充実を目指してまいります。

なお、1月6日現在、474の地域の身近な診療所等医療機関でも抗原検査等の検査を行うことができるようになっております。この医療機関で検査できる検体数は概ね7,600になっております。

また、ワクチンにつきましては、ワクチンの供給が可能となった場合に速やかに接種が計画通り開始できるよう体制整備を行っており、引き続き必要に応じて拡充を図っていく予定です。現在も医師会と調整を行うほか、県内各市町村等とWebによる打ち合わせを行い取り組んでおります。

今後も重症化リスクの大きさ等を踏まえ、国が示した接種順位により接種が行われるよう市町村等と連携し取り組んでまいります。

(2) 発熱外来の設置個所増設への市町村や医療機関への支援、受診や相談体制の充実を進め、安心安全な体制を県民にアピールすること。

(回答) コロナ対策本部医療対策班外来及び帰国者接触者相談調整チーム

国の緊急包括支援事業を活用しながら地域外来・検査センター等の設置を進め、1月13日現在、県内に23カ所の地域外来・検査センター（発熱外来）が設置されています。

また、かかりつけ医などの身近な医療機関で新型コロナウイルス感染症の検査が可能となるよう診療・検査医療機関の指定を進め、1月5日現在、402の医療機関を診療・検査医療機関として指定しています。

さらに、発熱患者等の相談に対応するため受診・相談センターを開設し、かかりつけ医がいない方に対する医療機関への受診調整を行うなど、発熱患者等が適切な医療機関で診察や検査を受けられる体制を整備しています。

今後も引き続き国や県独自の制度を活用しながら、安全安心な体制づくりに努めてまいります。

(3) 失業や著しい所得減少により生活維持が困難な県民に対して、生活支援・債権の総合窓口を市町村・関係機関と連携し振興局単位で設置すること。

(回答) 保健福祉部社会福祉課

生活困窮者に対する相談窓口につきましては、県と市において、自立相談支援事業の相談窓口と

なる生活自立サポートセンター等を県内18カ所に設置しており、市町村や関係機関と連携して相談支援を行っております。

また、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、生活困窮者の増加が見込まれることから、県が設置する一部の自立サポートセンターについて相談支援員の加配を行い、支援体制の強化を図っております。

今後とも、更なる周知に努め、支援を必要とされる方が利用できるように取り組んでまいります。

(4) 「感染症対策緊急雇用創出事業」を継続しながら、再就職のための情報提供・支援を行うこと。

(回答) 総務部行政経営課

新型コロナウイルス感染症の影響により、内定を取り消された方や離職された方を対象に、昨年6月から県の会計年度任用職員として30名募集しており、現時点では17名を採用しております。今後とも、県内の雇用情勢を注視しながら、必要な対応をしてまいる考えであります。

商工労働部雇用労政課

「新型コロナウイルス感染症対応緊急雇用創出事業」につきましては、県からの委託事業を通して、委託事業者による失業者の雇用機会を創出することで、失業者に対する次の安定雇用までの就労機会の確保に努めているところであり、引き続き事業を行うとともに、ふるさと福島就職情報センター及びふくしま生活・就職応援センターの就職相談窓口による職業紹介と併せて再就職支援に取り組んでまいります。

(5) 感染者やその家族、エッセンシャルワーカーに対する差別や偏見の対策を講じること。

(回答) コロナ対策本部総括班

県においては、毎週開催している福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議において、知事から直接県民に対して、呼びかけを行っているのをはじめ、さまざまな機会を捉えて、差別や偏見、誹謗中傷などを絶対に行わないよう繰り返しお願いしているところです。

また、各種メディアや特設サイトにより啓発事業を実施し、誹謗中傷や心ない言動の防止に取り組んでいます。

さらには、電話による被害相談窓口を開設し、新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別行為、誹謗中傷等の被害について、相談・助言・情報提供等を行い、必要に応じて法務局、県警などの専門関係機関を紹介しています。

引き続き、差別や偏見、誹謗中傷の防止のために取り組んでまいります。

生活環境部男女共生課

感染症に関する誹謗中傷や心ない言動を防止するための啓発事業を10月から実施しております。

「優しさは、心を結ぶ」を合言葉に、特設WEBサイトを開設し、県民の皆さん一人一人の優しさや励ましの気持ちを、ハートの形にして育てていく参加型広報を実施しております。この参加型広報は、テレビ・新聞等各種メディアやホームページ、ツイッター、フェイスブック等のSNSも活用

するほか、公共交通機関における広告、ポスターの掲示、チラシの配布等により、強く呼び掛けているところでは、

今後ともこのような啓発活動のほか、福島地方法務局や市町村などと連携し、感染者への差別や偏見、誹謗中傷の防止に取り組んでまいります。

2. 医療環境の整備

(1) 新型コロナ感染者受け入れのための病床確保に協力する病院に対し、マスク等医療資機材の提供を遅滞なく行うこと。また、それら病床の確保が一般診療や健康診断の遅れとなり医療機関の減収が拡大することのないよう対策を講じること。

(回答) コロナ対策本部医療対策班病床確保・医療機能調整チーム、医療機関機能確保・検査体制強化チーム

県や国が調達したマスクや手袋等の个人防护具につきましては、在庫や使用状況が分かる国のシステムを活用して配付するとともに、新型コロナ感染者を受け入れている病院に対しては、優先的に配分してまいりました。

今後とも、各病院の状況を勘案しながら国配布の个人防护具の配分に努めてまいります。

また、新型コロナウイルス感染者受け入れのための病床確保に協力する医療機関に対しては、確保病床及び確保に伴う休止病床に対して病床確保料の助成を行っているところです。

(2) 新型コロナウイルス感染症の対応と今後の未知の感染症対策を見据え、県並びに市設置の保健所のみならず市町村保健センターを含め、人材確保や機能強化など環境整備の充実・支援に取り組むこと。

(回答) 保健福祉部保健福祉総務課

保健所職員の人材確保等につきましては、今般の新型感染症のように急激に業務増となるような課題においては、他所属からの応援派遣や会計年度任用職員の採用等も行って対応してきました。

今後とも保健・医療等に対するニーズに適切に対応できるように、保健所の体制を見直しながら、必要な職員の確保等に努めてまいります。

商工労働部雇用労政課

なお、市町村保健センターを含めた人材確保や機能強化等につきましては、「市町村保健センター」の設置主体が各市町村であり、各市町村長の判断によって必要な事業が実施されている現状を踏まえ、今回は関係する部局へ要望の趣旨を伝えることで回答に替えさせていただきます。

(3) 医療機関や福祉施設、公共施設でのサーモグラフィ設置に対し、補助・助成を行うこと。

(回答) 保健福祉部地域医療課

医療機関が令和2年度中に実施する感染拡大防止対策などに要する費用に対し、概算払いにより補助金を交付しているところです。

保健福祉部高齢福祉課・障がい福祉課・児童家庭課

高齢者施設、障がい者施設、障害児通所支援事業所、障害児入所施設等の福祉施設においては、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金事業」により、感染症対策のために必要となる経費等を支援しているところであり、サーモグラフィ設置に要する経費についても、補助要件に合致する限りにおいて対象としているところです。

引き続き、感染症対策を徹底して医療・福祉サービスの提供継続に努める施設等を支援してまいります。

商工労働部雇用労政課

公共施設につきましては、公民館や図書館などをはじめとする社会教育施設や、公園、集会所など幅広い部局に関係するものであるため、今回は要望の趣旨を伝えることで回答に替えさせていただきます。

(4) イノベーションコースト構想と連携した遠隔診療技術の技術的整備を進め、医療機関等での活用拡大と導入助成の検討を行うこと。

(回答) 保健福祉部地域医療課

これまで、遠隔医療は医師が患者の病理画像等を伝送し、診療上の支援を受けるといった医師間相互の制度が中心でした。近年の情報技術の発達に伴い、医師と患者居宅等との間で、ICT 端末やテレビ画像等を通して診療を行う動きが広がり、今般、新型コロナウイルスの感染防止対策として、時限的・特例的な扱いとして、初診からのオンライン診療が認められているところです。

現在、オンライン診療の適切な実施に関する指針の見直しなど国の検討会で議論が重ねられており、「安全性と信頼性」の確保について検討が進められています。

これらの動向も注視しながら検討してまいります。

保健福祉部薬務課

コロナ禍の中、いわゆる「0410対応（令和2年4月10日付け厚労省医政局医事課及び医薬・生活衛生局総務課連名の事務連絡）」により県内においてもオンライン服薬指導を行う薬局が増加してきており、令和2年11月現在で計102件あります。

なお、薬局がオンライン服薬指導を実施するにあたり、現在は、機器整備のための補助制度がないことから、「福島県地域医療復興事業補助金交付要綱」で対応できるよう調整しているところです。

商工労働部医療関連産業集積推進室

福島イノベーション・コースト構想の重点分野に医療関連産業が追加されたことを踏まえ、令和2年度から、浜通り地域等の企業が開発した医療福祉機器等の改良など施設への導入促進を通じ、同地域の医療・福祉的課題の解決につながる取組を支援しているところです。

3. 観光業に対する支援

(1) 「福島県民を対象とする宿泊割引事業」の期間延長など、観光業及び貸切バス事業の支援の継続について検討すること。

(回答) 商工労働部観光交流課

福島県民を対象とする宿泊割引事業、いわゆる「県民割」は新型コロナウイルスにより深刻な状況にある宿泊施設の利用促進を図ることを目的に昨年6月1日より実施しており、同年12月18日に、令和3年1月末までの利用期限を3月末まで延長したところです。なお、1月8日より感染拡大と医療ひっ迫を背景に1都3県に緊急事態宣言が発令され、Go To トラベル事業について一時停止が延長されたところではありますが、本県においても感染拡大が深刻化し、医療ひっ迫している状況も踏まえ、新規利用申込みを一時停止したところです(1/12~2/14)。

まずは、感染拡大の防止に全力で取り組み収束化させた後、すみやかに再開できるよう努めてまいります。

また、貸切バス事業におきましては、新型コロナウイルス対策に対する補助支援を行うほか、教育旅行の県内誘致を促進させるためのバス代助成などにより、利用促進を図っており、今後についても教育旅行誘客の施策と併せて検討してまいります。

(2) Go To キャンペーンの実施継続に関しては感染予防対策の徹底と不安払しょくのための施策を講じること。

(回答) 商工労働部観光交流課

Go To トラベル事業の継続に関わらず、宿泊施設における感染防止対策においては、県が積極的に協力し、福島県旅館ホテル生活衛生同業組合が県内宿泊施設向けのガイドラインを策定いたしました。

次に、同組合と連携して宿泊施設関係者向けに感染防止対策のオンライン研修を開催しており、1月中に二回目の研修(セミナー)を開催いたしました。

加えて、県内の酒蔵が精製したアルコール消毒液を、モデル的に宿泊施設に提供、活用することで、利用者、施設側双方の感染予防に資する本県独自の取組を行いました。

また、9月には、感染症拡大防止啓発動画「福島己を知る」を制作・公開し、配信は元より、県内の主要な場所で放送するなど、県民や観光客に対する感染防止を働きかけております。

次に、宿泊施設での感染防止対策経費の支援として、宿泊施設の受入れ関係整備に要する経費の一部を補助する取組を11月より開始しました。

本事業は、観光庁が実施する「バリアフリー化促進事業」または「ストレスフリー環境整備事業」に申請し、交付決定を受けた事業者が申請対象となり、当該交付決定額に対する上乗せ補助を行うものです。

特に「ストレスフリー環境整備事業」は、サーモグラフィーや非接触型体温計の導入、Wi-Fi 整備等、感染症防止対策や「新しい生活様式」に対応した環境整備が可能です。

引き続き、県内宿泊施設と連携し、緊張感をもって感染予防対策の徹底等に取り組んでまいります。

(3) 県内観光名所等を既存の鉄道や路線バスなどで巡る周遊性の高い商品開発を市町村や関連団体と連携のもとで検討すること。

(回答) 商工労働部観光交流課

令和3年4月から開始する東北DCは、これまでになく広域かつ長期間で開催されます。東北6県で力を合わせながら、本県ならではの魅力も伝えていくことが重要です。

本県には、自然、歴史文化、食などの多彩な魅力が揃い、各地が取り組む観光素材の磨き上げに対して支援しているところ。今年度は、鉄道車内での地域の特産品提供や駅から宿などへのバス輸送を組み合わせた観光コンテンツを造成しています。

このような取組がさらに広がっていくよう、引き続き市町村や観光関連団体と連携し、周遊観光商品づくりを支援してまいります。

(4) 福島空港を起点とした誘客対策を強化すること。併せて、教育旅行の復活・再生に向けて関係団体と連携をはかり取り組むこと。

(回答) 商工労働部空港交流課・観光交流課

福島空港を起点とした観光誘客につきましては、福島空港の定期路線が就航する札幌と大阪の出先事務所や航空会社、旅行会社と連携し、各種キャンペーンの実施や旅行商品の造成促進、テレビ・新聞等マスメディアの活用による本県の魅力発信等を行っており、引き続き空港利用促進の取組を強化してまいります。

また、空港を利用した教育旅行につきましては、ホープツーリズム等被災地を学ぶコンテンツを活用するとともに、遠方地域の教育機関等への働きかけを進めてまいります。

福島空港を安全・安心にご利用いただくため、ターミナルビルにサーモグラフィーを設置し、空港ビルと連携して感染拡大防止に取り組むとともに、今後も新型コロナウイルスの感染拡大状況を注視しつつ、関係団体と連携を取りながら、福島空港を起点とした誘客対策の強化を図ってまいります。

II 雇用の安定と産業の活性化

1. 雇用の安定と労働条件の確保

同一労働同一賃金への対応および不合理な解雇・契約解除等の防止を企業に要請すること。また、労使への関係法令周知徹底や、相談・支援体制を充実するとともに、過重労働防止と健康確保に向けた監視体制を徹底すること。

(回答) 商工労働部雇用労政課

同一労働同一賃金への対応および不合理な解雇・契約解除等の防止につきましては、福島県労働局等の関係機関と連携し、不合理な待遇差の禁止、労働者に対する待遇に関する説明義務の強化等、周知に努めてまいります。

また、労使への関係法令の周知につきましては、ホームページ等を通じた広報を丁寧を実施するとともに、県内の各相談窓口において、個別の事情に応じた相談対応と支援を行ってまいります。なお、過重労働防止と健康確保に向けた取り組みについては、指導権限を有する国と連携を図りながら周知に努めてまいります。

2. 安心確保による雇用環境の整備

自殺やメンタル疾患の防止と抑制を目的に、こころの健康増進の諸政策の充実を医療研究機関や専門医と連携のもと推進すること。

(回答) 保健福祉部障がい福祉課

本県の自殺防止に関する取組につきましては、精神保健福祉センターや各保健福祉事務所において、保健師や精神科医等による面接や電話による個別相談を行うほか、自殺対策に取り組む民間団体が実施するメール相談等への補助を行っているところです。

また、今般の新型コロナウイルスによる感染拡大に伴う県民の精神的ストレスや雇用経済状況の悪化による不安等の増大に対応するため、相談支援体制の強化に努めてまいります。

3. 雇用の維持・創出

(1) 地場企業への事業の支援と良質な雇用確保の人材育成や技能・技術の伝承、相談窓口の拡充、中小企業退職金共済への補助制度導入などを積極的に進めること。また、「福島県の将来を担う産業人材確保のための奨学金返還支援事業」の制度をさらに拡充すること。

(回答) 商工労働部経営金融課

県では、県内小規模企業の事業の円滑かつ着実な運営及び持続的発展を図るため、資金調達を円滑にし、経営基盤の安定並びに企業体質の強化に資することを目的とする福島県小規模企業支援資金融資制度を設けています。

併せて、小規模企業者等が商工会等の支援団体の助言を受けて経営計画等を策定し、その計画に沿って円滑な事業承継や創業後の経営安定化、販路開拓及び生産性の向上に取組に対して費用の一部を補助してきたところです。

補助金については、今年度、新型コロナウイルス感染症の影響から再起を図り、販路開拓等につなげるテイクアウト販売や宅配等への業態転換への取組や非対面型のタブレット端末による決済方法導入及びネット通販サービスの立上げなどについても対象としたところであり、加えて、小規模事業者のみならず中小企業まで対象事業者を拡大するとともに、経営状況の悪化を踏まえ補助率を2/3から3/4へ引き上げるなど、事業者の負担軽減を図ったところでもあります。

なお、補助金については、国に対し令和3年度予算の要望を行い、予算を確保したところです。

商工労働部産業人材育成課

良質な雇用確保のための人材育成につきましては、県立テクノアカデミーにおいて、新規学卒者を対象に、地域企業のニーズや産業の高度化、ロボット等成長産業に対応した教育訓練を積極的に実施してまいります。

技能・技術の継承につきましては、県の名工の表彰により、技能向上・継承の気運を高めるとともに、名工による指導を通じて、技能の継承に積極的に取り組んでまいります。

商工労働部雇用労政課

中小企業退職金共済への補助制度の導入につきましては、国及び他の都道府県、市町村の状況等を踏まえ、検討してまいりたいと考えております。

また、「福島県の将来を担う産業人材確保のための奨学金返還支援事業」につきましては、今年度から対象者について既卒者を追加するとともに、対象産業についても従来の「地域経済を牽引する成長産業分野」に、「地域資源を生かした産業分野」を追加したところであり、引き続き、県内産業を支える人材の確保に努めてまいります。

(2) 障がい者の就労と自立を推進する企業への雇用拡大を求め、同時に地域社会の受け入れと理解を深める啓発活動に努めること。

(回答) 商工労働部雇用労政課

障がい者の雇用促進につきましては、県内約二千事業所への啓発資料の直接送付や、障がい者を積極的に雇用する企業からの優先的な物品の調達に加え、企業での訓練後に雇用につなげる職場適応訓練の実施、さらには、福島労働局と連携した就職面接会などに取り組んでおります。

今年3月に障がい者の法定雇用率が引き上げられることから、国等の関係機関と連携し、雇用拡大に向けた周知啓発に努めてまいります。

保健福祉部障がい福祉課

障がいや障がい者への県民の理解を促進することは、障がい者への差別や偏見をなくし、障がい者が活躍できる環境づくりにつながるものと考えております。

このため、地域において障がい者への理解を広める「ふくしま共生サポーター」の養成や、理解促進のための活動を行う団体に対して補助金を交付するなど、今後とも、障がいや障がい者への県民の理解を深める事業を進めてまいります。

4. 産業の活性化・支援策

福島県の利便性や市町村との産業資源を相互に活用した企業誘致や本社機能移転、ワーケーションの拡大に向けた情報インフラの整備等に取り組まれます。また、福島イノベーション・コースト構想を基軸とした研究成果の確実な事業化に努めること。

(回答) 商工労働部企業立地課

新産業の技術開発や事業化等を支援する各種拠点施設など、本県の優れた立地環境を始め、企業立地補金や税制の優遇措置など本県の優位性を、市町村と緊密に連携しながらセミナーや現地視察等を通じて効果的に発信し、企業誘致や本社機能移転の促進にしっかりと取り組んでまいります。

企画調整部情報政策課

新型コロナウイルス禍の中、デジタル技術を活用した新しい生活様式の実践を進めるため、情報インフラの整備は重要なことと考えております。

県内には光ファイバの未整備地域が一部残されておりますが、国の補助事業の活用により、令和3年度に全て解消される見込みとなっております。また、携帯電話不通話エリアの解消と5G環境の整備促進については、国及び携帯電話事業者に積極的な対応を求めています。

全ての地域で情報通信インフラが利用できるよう、全国知事会との連携等により、今後とも国に要望してまいります。

(回答) 観光交流局観光交流課

ワーケーションは、テレワーク（リモートワーク）と観光地を結びつけるもので、本県が誇る豊かな自然や温泉、食などの観光資源が活用され、誘客の可能性が広がることから、速やかに「ワーケーションを活用した観光支援事業」（令和2年6月補正）を創設いたしました。

情報インフラ整備が必要なため、県内の宿泊施設に対し、ワーケーションの環境整備に必要な経費、20万円を上限に支援しております。

また、県内3つの温泉地をモデル地域に選定し、宿泊施設でのリモートワークに必要な環境整備への支援や本県ならではのプログラムを加えたワーケーションの宿泊商品作りを支援しています。

ワーケーションの最適地として選択されるよう、関係課とも連携し取り組んでまいります。

企画調整部福島イノベーション・コースト構想推進課

福島イノベーション・コースト構想につきましては、福島ロボットテストフィールドを始め、様々な施設整備や産業集積等に取り組んでまいりました。今後は、各施設やこれまでの研究成果を有機的に連携させ、具体的な効果を地域に発現させていく必要があると考えております。

このため、引き続き、県の研究開発支援事業により生まれた製品について事業化までの伴走支援を行うほか、ビジネス交流会による進出企業との取引拡大や福島イノベ倶楽部での異業種交流による新ビジネス創出の支援等に取り組んでまいります。

商工労働部産業創出課

平成28年度から令和2年度まで、浜通り地域（15市町村）において実施する福島イノベーション・コースト構想の重点分野（ロボット、エネルギー、農林水産業等）に係る実用化開発等について、地元企業等・地元企業等との連携企業に対し、地域復興実用化開発等促進事業による補助事業を実施してきたところです。

さらに、本補助事業に採択された事業者に対しては、（公財）福島イノベーション・コースト構想推進機構や（公社）福島相双復興推進機構を通して、実用化開発プロジェクトにおける各種課題の抽出や解決策の検討、経営戦略の構築・改善、販路開拓支援など、事業化に向けた手厚い支援を実施しております。

5. 働き方改革関連

- (1) テレワークや在宅勤務で使用するPCの購入費・リース費用や通信費なども助成するよう制度を創設すること。

商工労働部雇用労政課

テレワークにつきましては、「福島県テレワーク環境導入支援事業補助金」により、PCの購入費・リース費用や通信費など、テレワークに新たに取り組む県内中小企業の事業主の導入経費を補助しており、現在交付申請を受け付けているところです。

- (2) 奨励金の取得要件の緩和や上限額の引きあげ等の制度内容を見直し、男性の育児休暇取得の向上に努めること。

- (3) 「働き方改革支援奨励金」制度に関して中小企業が取り組む場合に奨励金の増額等の支援の強

化をすること。

(回答) 商工労働部雇用労政課

働き方改革支援奨励金の制度内容の見直しにつきましては、今年度から「男性の育児休業等取得奨励金」の対象を1企業当たり3人まで広げ、より手厚くしたところです。

引き続き企業を個別に訪問し、福島県次世代育成支援企業認証を取得やイクボス宣言の実施を丁寧に説明するなど、男性の育児休暇取得の向上に努めてまいります。

総務部人事課

なお、参考として知事部局における男性職員の育児休業の取得状況については、福島県職員男女共同参画推進行動計画における男性職員の育児休業取得率の目標値10.0%に対し、令和元年度は17.8%となっております。

Ⅲ 医療・福祉政策の充実

1. 医療・介護現場の人材確保

「医師確保修学資金貸与制度」の改正により、県内の看護師等医療人材養成の教育機関まで制度の拡大を検討すること。

(回答) 保健福祉部医療人材対策室

看護師等医療従事者を目指す学生に対する修学資金貸与制度につきましては、「医師確保修学資金貸与事業」とは別に、「医療従事者修学資金貸与事業」として、看護師や理学療法士等医療従事者の養成施設に在学し、将来、県内の医療施設等において当該業務に従事する意思を有する学生に対し、修学資金を貸与しております。

2. 子育て支援について

安全面や保育士の労働環境に十分配慮しながら実態にあった配置基準の改善に向けて調査検討すること。また、保育士の確保（職場復帰・復職を含む）・処遇改善のための財政支援を行うこと。

(回答) 保健福祉部子育て支援課

保育士の配置基準につきましては、国が「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に基づき、入所児童年齢毎に配置すべき保育士数を定めており、改正等については国において対応すべきものと考えております。

次に、保育士の確保につきましては、保育を学ぶ学生への修学資金の貸付や県外の保育士が就職活動に要した費用への助成、潜在保育士の再就職に向けた支援などを行っております。

また、保育士の処遇改善につきましては、保育士の給与改善を更に進めるよう、国に要望しております。

IV 社会インフラの整備・促進

1. 生活路線バスの維持

過疎化や人口減少に伴うバス路線の減収に対し、運行に必要な助成措置を維持・拡充すること。

また、小型車両に対する国の補助拡大に向け、事業者との連携をはかりながら県として研究すること。

(回答) 生活環境部生活交通課

過疎化や人口減少に伴うバス路線の減収に対する支援については、市町村を跨る広域路線バスについて国と協調し、運行に必要な経費及び小型車両を含む車両の更新について補助を行っているほか、市町村が行うコミュニティバスや乗り合いタクシー、デマンド交通の運行について県が単独で補助しているところです。

加えて、新型コロナウイルス感染症の影響により利用者が大幅に減少し、厳しい経営を余儀なくされている現状を鑑み、乗り合いバス事業者が広域路線バスの運行を継続するための支援金を交付したところです。

小型車両に対する国の補助拡大に向けては、市町村や事業者と連携を図りながら、必要に応じて国への要望等に取り組んでまいりたいと考えております。

2. ICT（情報通信）環境の整備

(1) 教職員のITリテラシーの向上や児童・生徒に対するハード面の環境整備はもちろんのこと、少人数指導の環境を整備すること。また、コロナの影響によって解雇や雇止めを余儀なくされた人材をその支援の臨時的職員としての活用を検討すること。

(回答) 教育庁高校教育課・義務教育課

教職員のITリテラシーの向上につきましては、県教育センターにおける専門研修や教育支援ツールを活用した指導力向上研修等を実施したところです。ハード面の環境整備につきましては、県立学校において、指導力向上開発校8校（高校5校、特別支援学校3校）と県立高校改革対象校8校に生徒用端末や大型提示装置等を整備します。また、小中学校においては、国のGIGAスクール構想に基づき、一人一台端末の導入に向け、市町村と連携して進めております。

県立高等学校における臨時的任用職員及び会計年度任用職員につきましては、県教育委員会のホームページ等で随時募集しており、各校の実状に応じて必要な講師を任用しているところです。

新型コロナウイルス感染症の影響により、内定を取り消された方や離職された方の支援とともに、感染拡大により増加した県の業務を円滑に実施するため、新型コロナウイルス感染症対策に係る県直接雇用創出事業の活用にも努めております。

(2) ICT技術を活用した防災体制の構築を進め、河川や山岳及び防波堤などの監視体制の強化に取り組むこと。

(回答) 土木部河川計画課

河川などの監視体制の強化につきましては、令和元年東日本台風等による被害を踏まえ、総合的な防災・減災対策の強化を目的に県が集中的に推進する取組として「福島県緊急水災害対策プロジェクト」を策定したところであり、プロジェクトにおいて、簡易型河川監視カメラ及び危機管理型水位計の設置を位置付け、住民の避難行動につながるリアルタイムな河川情報の発信に取り組んでいるところです。

また、地すべりのあった箇所については、発生後速やかに監視カメラや変位計を設置し、警戒態勢をとっております。

今後とも、大雨などの異常気象時において、県民等の避難判断に役立てていただくため、市町村等の意見を聴きながら、ICT技術を活用した監視機器の設置を進めてまいります。また、防波堤がある港湾・漁港においても監視カメラの設置等について検討してまいります。

農林水産部農村基盤整備課

本県においては、41地区、1,877haが農地地すべり防止区域に指定されております。地すべり防止区域の監視については、通常、定期点検や豪雨又は強い地震発生直後に行う臨時点検において、巡回目視により地すべり地の監視を行っております。

地すべりが発生した場合や対策工事中は、地すべり移動量をGPSやインターネットで継続監視するとともに、規定以上の移動量を計測した際に警報メールを自動的に発出するなど、ICTの活用を推進しております。

引き続き、巡回目視のほか、地すべりの状況を踏まえ、必要に応じてICTを活用した監視体制の強化に努めて参ります。

農林水産部森林保全課

地すべりの事象が発生した場合、対策に必要な予算確保に努めるとともに、地表伸縮計や土石流センサー等を設置し、一定以上の移動量を計測した際、関係機関にメールを発出するなどICTを活用しております。併せて、サイレンや警告灯点灯により地域住民へ地すべりの発生を知らせる警報システムの実施など、緊急的な対応を行っております。

対策工施行後は、個別施設の点検等を行うとともに、施設のメンテナンスサイクルを構築するなど、適切な維持管理に努めています。

V 暮らしの安心・安全の構築

1. 環境政策の取り組み

(1)「再生可能エネルギー先駆けの地 Fukushima」の推進に向け、太陽光発電に関する助成制度を継続すること。併せて、一般家庭向け蓄電設備の導入助成についても制度を継続すること。

(回答) 企画調整部エネルギー課

住宅用太陽光発電は、県民に身近で導入が比較的容易であり、分散型で電力系統への負荷も少ないことや高い省エネ効果などから、再生可能エネルギーの導入推進のために重要と考えております。

一般家庭などにおける蓄電設備の導入については、非常時の電源確保等の観点に加え、住宅用太陽光発電の固定買取価格の低下等により、電力の自家消費の拡大などが見込まれることから、ますます重要になると考えており、引き続き、固定価格買取期間が終了した世帯等への蓄電設備の導入支援を行ってま

います。

(2) 環境保護に配慮した公共交通の構築に向け、燃料電池バスの購入助成金の増額や充電施設等の整備に対する補助を検討すること。

(回答) 企画調整部エネルギー課

燃料電池自動車や燃料電池バスの導入、これら水素モビリティの普及の基盤となる定置式水素ステーションの整備については、国による補助に加え、県としても支援を行い、一体として推進しているところです。

引き続き、地元自治体や経済団体等と連携しながら、水素エネルギーの普及拡大に向け、積極的に取り組んでまいります。

(3) オープン型宅配ロッカーをパイロット的に県管理施設等へモデル設備するなど、その効果等を検証し情報発信すること。

(回答) 生活環境部環境共生課

宅配の再配達削減につきましては、地球温暖化の要因となる二酸化炭素の排出削減につながるため、環境省の「COOLCHOICE宅配便できるだけ一回で受け取りませんかキャンペーン～みんなで宅配便再配達防止に取り組むプロジェクト～」と連携し、ポスターの掲示や地球温暖化防止活動推進センターと連携した環境イベントでの普及啓発を図っています。

今後もこれまでの取組のほか、地球温暖化防止活動推進員による、地域での啓発活動等を通じて、再配達削減を始めとした温室効果ガスの排出削減につながる取組の普及拡大に努めてまいります。

(4) ゴミの、リデュース、リユース、リサイクルの3R運動の徹底などエコ意識の高揚に向け、さらなる周知と啓発に努めること。

(回答) 生活環境部一般廃棄物課

3Rの推進につきましては、家庭での実践を促すため、全小学生を対象とした教材等の配布による啓発を行うとともに、飲食店等における食品ロスを削減するため、食べ残しゼロ協力店を認定し、持ち帰り容器を提供するなどの支援を行っております。

今後は、これらの取組に加え、スマートフォン用のアプリを活用して自発的な環境活動を促すための取組を行うなど、市町村と連携しながら、ごみの減量化を始めとする環境意識の向上を図ってまいります。

(5) フードバンクの普及促進に向けて活動の関係者で構成する協議体の設置を検討すること。

(回答) 保健福祉部社会福祉課

フードバンク活動は、生活困窮者に対する有効な支援策の一つと考えられることから、県としまして

も、フードバンクに関する情報収集を行いながら、生活困窮者支援のための活用方策について検討してまいります。

2. 交通安全対策の強化

(1) 運転免許自主返納に対する市町村間の公平性の確保に向けた支援策を検討すること。

(回答) 生活環境部生活交通課

運転免許自主返納者への支援について、県では、運転経歴証明書を提示すると協賛店において、様々な特典やサービスを受けることができる事業を県内全域で実施しているところです。

今後とも、事業内容の周知を図るとともに、さらなる協賛店の募集に努めるなど、運転免許証を自主返納しやすい環境づくりを推進してまいります。

(2) 高齢運転者の踏み間違い事故防止の急発進防止装置の後付け装着の助成支援を検討すること。

(回答) 生活環境部生活交通課

高齢運転者による踏み間違い事故防止については、令和2年3月より、国において、安全運転サポート車や後付けのペダル踏み間違い急発進抑制装置の購入に対して補助を行っています。

昨年12月には、令和3年度も補助事業を継続して実施することが発表されたところです。

県としては、国の補助制度の周知に努めるとともに、引き続き、「高齢者の交通事故防止」を交通安全運動の重点事項に位置付け、安全運転サポート車の普及や運転免許証の自主返納など、関係機関と連携して広報・啓発に努めてまいります。

(3) 自転車運転に対する取締りや指導の徹底を進めること。また、管理道路に対する自転車専用ラインなど道路標示の整備を行い、自動車や自転車の走行環境を改善すること。

(回答) 土木部道路整備課

自転車走行環境の整備につきましては、令和2年3月に策定した福島県自転車活用推進計画に基づき、自転車走行空間の路面表示等により快適に自転車利用ができる良好な自転車走行環境づくりを進めているところです。今後も市町村と連携しながら自転車走行空間の路面表示等を整備し、自動車や自転車の走行環境の改善を図ってまいります。

警察本部交通指導課

自転車利用者が当事者となる死亡事故・人身交通事故は前年比で減少していますが、更なる自転車の安全利用に向け、「自転車指導啓発重点地区・路線」を中心に、自転車利用者の無灯火、二人乗り、信号無視、一時不停止、歩行者や通行車両に危険を及ぼす違反等に対する指導警告を一層強力に実施するとともに、悪質・危険な違反に対しては積極的な検挙措置を講じてまいります。

3. ハラスメント対策

厚生労働省「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用

管理上講ずべき措置等についての指針」にて示された事業主の責務について、事業主のみならず広く県民に周知をはかり、パワハラやカスハラの根絶に向けて取り組みを強化すること。

また、官民間問わずパワハラやカスハラ対策に向けた専門家による相談や支援に取り組むこと。

(回答) 商工労働部雇用労政課

ハラスメント対策における事業主の責務につきましては、ホームページ等を通じて、広く県民へ周知に努めているところです。

また、パワハラやハラスメント対策に対する相談や支援につきましては、福島労働局等の関係機関と連携し、相談窓口の周知に努めるとともに、福島県次世代育成支援企業認証を取得した事業所を対象として、働きやすい職場環境づくり推進助成金により、専門家による研修会の実施に対する助成も可能ですので、認証取得の促進と助成金制度につきましても周知に努めてまいります。

4. 災害対応支援体制の強化

(1) 災害時の被災者支援の連携強化に向け、県を座長とした関係団体（社会福祉協議会、農業団体、商工団体、青年会議所、連合福島など）による会議を設置すること。

(回答) 危機管理部災害対策課、保健福祉部社会福祉課

近年の大規模災害時の対応に当たっては、住居敷地内に流れ込んだ土砂の早期かき出しなど、災害ボランティアの活動が不可欠となっており、災害ボランティアの果たす役割が一層大きいものとなっております。

その一方で、令和元年東日本台風等における災害対応では、ボランティアの担い手の確保や関係機関の相互連携など、災害ボランティアセンターの運営を行っていく中で課題が明らかになったものと認識しております。

そうした課題を踏まえ、被災者支援の連携強化に向けて、他県の優良事例を参考に、福島県社会福祉協議会を中心に、県及び連合福島等の関係団体が参画するネットワークの構築に向けて、検討を進めているところであります。

については、ネットワーク構築が円滑に進むよう、県社会福祉協議会と協力しながら、検討、協議を進めてまいります。

(2) 災害対策の強化と災害対応の迅速化に向けて、技術職員を増員すること。

(3) 被災者支援のための保健師や看護師の増員、市町村に対する支援策を講じること。

(回答) 総務部行政経営課・市町村行政課

職員の増員については、震災以降、正規職員や任期付職員の採用を始め、他県等からの応援職員の受入れや再任用職員の活用など、多様な方策により必要な人員を確保し、執行体制の強化を図ってきたところであります。

今後とも、復旧・復興の進捗状況等を踏まえながら、適正な人員配置に努めてまいります。

また、市町村のマンパワー不足による災害対応業務の停滞を回避するため、関係機関との連携を密にし

ながら、「被災市区町村応援職員確保システム」等のスキームを活用し、市町村の人員確保の支援に努めてまいります。

VI 行財政と教育政策

1. 県予算の情報公開

県民に開かれた県政に向けて予算概要のみでなく県予算書及び決算書をホームページ上に公開すること。

(回答) 総務部財政課

県予算の内容につきましてはホームページにおいて、まずは、県民の皆様には予算の全体像を御理解いただけるよう、予算の概要やポイント、これまでの予算額の推移などを掲載しているところであります。

さらに、個別の事業につきましても御理解いただくため、総合計画に基づく重点事業（R2：約50事業）や重点事業以外の主要事業（R2：約60事業）について、予算額はもとより、内容についても分かりやすい掲載に努めております。

引き続き、県民に開かれた県政に向け、十分な量の情報掲載はもとより、県民に御覧いただきやすい県予算の情報公開に努めてまいります。

2. 教育格差の解消対策

経済的格差が拡大する中、就業期間中に発生する授業料以外の教育費（給食費等）の支援について検討すること。

(回答) 教育庁健康教育課

学校給食費については、学校給食法により保護者が負担することとされており、その在り方は、学校の設置者である市町村が判断すべきものであることから、県教育委員会による支援については困難であると考えております。